

「第3次恵庭市男女共同参画推進計画(案)」<概要版>

1. 計画の目的

男女共同参画社会の形成の促進に向けた国や道、本市の動向等を踏まえ、性的マイノリティや障がい者等、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを展開し、女性の更なる活躍推進や性的マイノリティへの理解促進など、男女共同参画の視点に立って取組を推進するために策定するもの。

2. 計画の期間

令和8年度から令和17年度まで(10年間)

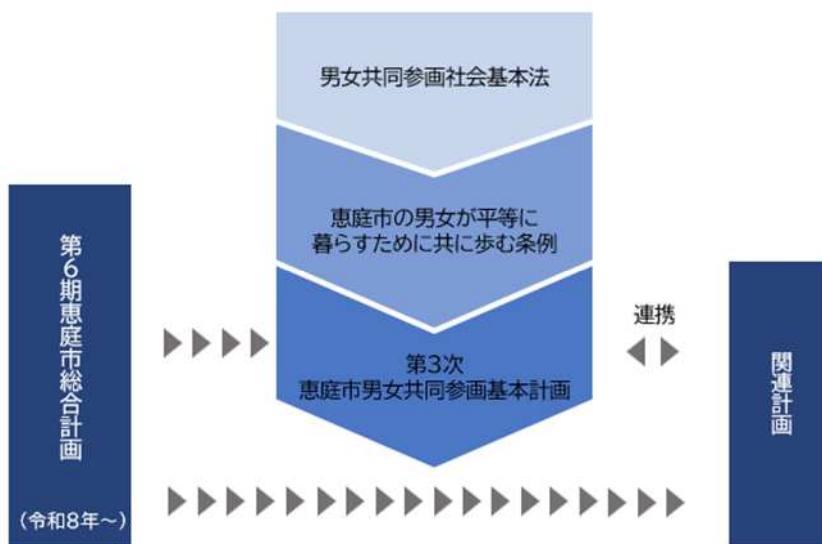
3. 基本目標

「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」第3条に定める基本理念を実現するために行う施策・事業の方向性をまとめたものを8つの基本目標として掲げる。

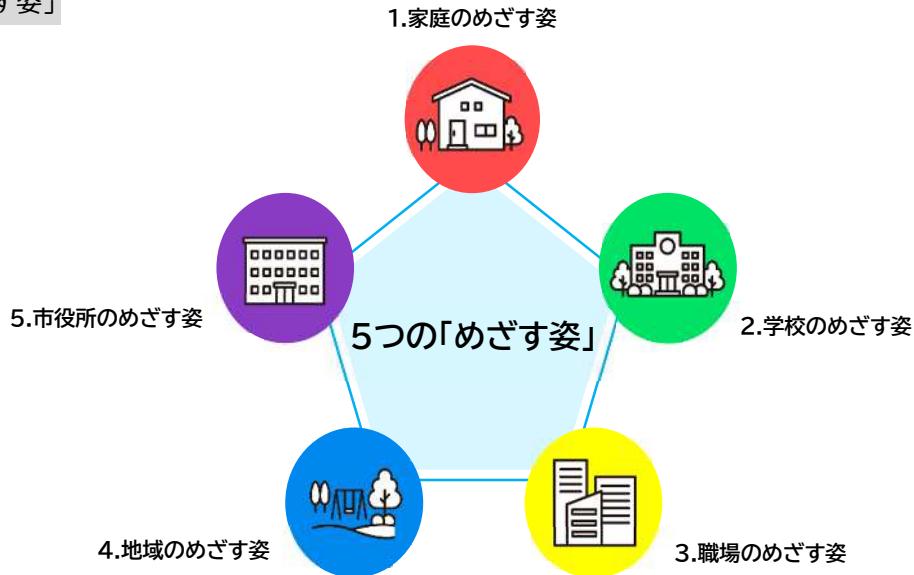
- ① 男女の人権の尊重
- ② 男女が平等に社会参加するための環境づくり
- ③ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり
- ④ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実
- ⑤ 生涯にわたる健康の支援
- ⑥ 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進
- ⑦ 女性の職業生活における活躍の推進
- ⑧ 推進体制の確立

4. 本計画の位置付け

「男女共同参画社会基本法」及び「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」に基づき、第6期恵庭市総合計画との整合性を図り、個別計画として位置付けている。



5.5つの「めざす姿」



- 性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、家事、育児、介護を協力して行う家庭
- ドメスティック・バイオレンスや、あらゆる暴力のない安心な家庭
- お互いの性を尊重し、女性特有の健康と権利が守られる家庭



- 児童、生徒をはじめ教職員が性別による役割にしばられず、一人ひとりの個性や能力と人権を大切にする教育を実践する学校
- お互いの性を尊重する学習が、しっかりと行われる学校



- 採用、賃金、昇進、教育、配置などについて性別による差別がなく、個人の能力と個性が大切にされる職場
- あらゆるハラスメントがなく、男女がそれぞれの人格を認め合って安心して働ける職場
- 男女が共に、育児や介護をしながら仕事と家庭を両立できる職場



- 性別による役割にしばられず、活動の企画や決定に男女が対等に参画できる地域
- お互いに協力しながら、あらゆるハラスメントや暴力をなくすことに取り組む地域
- 防災や環境保全に男女の視点が反映される地域



- 性別による役割分担や差別が行われないよう気を配りながら、積極的に男女共同参画を進める市役所
- 市がお願いする審議会などの委員について、男女の人数が一方に偏らない市役所

第3次恵庭市男女共同参画基本計画(案)

発行年月 令和8年 月

発 行 恵庭市 総務部総務課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3137

URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

Mail soumu@city.eniwa.hokkaido.jp